

○グレーゾーン解消制度（平成26年4月－6月期 対応が「検討中」であった案件の概要と進捗状況）

件名	申請事業者	関係法令	概要	対応状況
未利用間伐材等 を利用した加工 炭の製造	炭化加工機等の製造・ 販売等を行う株式会社	廃棄物の処理及び清掃 に関する法律等 (環境省)	<p>①未利用間伐材等を木質チップに加工したものが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）上の廃棄物に該当するか否かについては、当該事業を行う区域を管轄する市町村において判断されるものであることが確認された。</p> <p>②木質チップが廃棄物処理法上の廃棄物に該当する場合、廃棄物の処理に伴って熱分解設備から生じたガスを当該熱分解設備部分と一体的に機能する別の設備で燃焼する場合、木質チップを処理する炭化加工設備（熱分解設備部分を含む。）は、廃棄物処理法等における焼却設備に係る基準が適用されることが確認された。</p> <p>③市町村において、木質チップが廃棄物に該当しないと判断された場合、廃棄物処理法等の規制は適用されることなく、当該事業を行うことができることが確認された。</p>	回答済み (7月22日)